

大和市告示第72号

大和市ホームドア等設置促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市ホームドア等設置促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市ホームドア等設置促進事業費補助金交付要綱（平成31年大和市告示第70号）の一部を次のように改正する。

第4条中「補助対象経費に12分の1を乗じて得た」を「次に掲げる額のうち、いずれか低い方の」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 補助対象経費に12分の1を乗じて得た額
- (2) 補助対象経費から、鉄道事業者が旅客から徴収した鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第34条第1項第4号に掲げる料金（当該補助対象経費に充当した額に限る。）に相当する額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の第4条の規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、施行日前に申請した補助金については、なお従前の例による。